

第二弾の申請が始まりました!

申請期間 令和6年 1/26(金)9:00~4/30(火)まで

※郵送の場合は当日消印有効



北海道

◆北海道◆

お米・牛乳子育て応援事業 第二弾

北海道は、食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、下記の対象児童がいる北海道内の世帯に商品券等を支給します。

<対象児童>

平成17(西暦2005)年4月2日から
令和6(西暦2024)年4月1日までに生まれの子ども

1世帯あたり
1回限り

支給品 支給対象の世帯ごとに、次のいずれか1つ (5,160円相当分)

△商品券
「おこめギフト券」又は「おこめ券」と
「牛乳贈答券」



□電子クーポン
北海道産の「米」と「牛乳」を購入
できる電子クーポン



お急ぎの方は、電子クーポンでの
申請をお勧めします。

□北海道米(ななつぼし) ※送料含む
精米(10kg)又は無洗米(10kg)
どちらか1つ



申請日において次のいずれかに該当

支給対象
及び
申請手続者

支給対象

申請手続者

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| ①道内で対象児童と同居している世帯 | 対象児童と同居する保護者 |
| ②道内で対象児童だけで構成する世帯 | 対象児童または道内在住の保護者 |
| ③保護者は道内に在住し、
道外で対象児童だけで構成する世帯 | 道内在住の保護者 |

申請が
必要



電子クーポンは
電子申請のみ
申請可能

申請方法

第一弾で支給品を受給された世帯の方と受給していない世帯の方で、申請方法が異なります。

第一弾の支給品を受給された世帯 簡易申請

住所変更のない世帯には、ダイレクトメール(はがき又は封書)をお送りしていますので、そちらからお申込みください。

注:第一弾申請時から住所、家族構成に変更のある方は、右記に記載の通常申請をお願いします。

第一弾の支給品を受給していない世帯 通常申請

電子申請 又は 郵送申請

送料がかからず、お問い合わせや書類の追加提出等がスムーズな電子申請をお勧めします

電子申請は
スマホ
が便利!

[お問い合わせ先]

北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局
コールセンター

TEL.011-350-7371

受付時間/9:00~17:00

くわしくはホームページをご確認ください

<https://hkd2023kosodate-ouen.jp>

